

令和元年5月22日現在

機関番号：34526

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04584

研究課題名（和文）アメリカ中等後教育改善基金における教育財政援助政策の現代的展開に関する研究

研究課題名（英文）A study on the modern development of education financial aid policy at the fund for the improvement of postsecondary education in the U.S. federal government

研究代表者

吉田 武大（Yoshida, Takehiro）

関西国際大学・教育学部・准教授

研究者番号：70512846

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、アメリカ連邦政府の一組織である中等後教育改善基金（以下、FIPSE）が教育機関等に財政援助を実施する際に、教育機関の提案する教育プログラムの開発・改善案を尊重しつつも、FIPSEの重視する教育施策をどのように財政援助の中に組み込んでいったのか、その展開過程を明らかにすることを目的としている。具体的には、FIPSEの重視すべき教育施策について提言する全米FIPSE委員会が設置された経緯を検討するとともに、援助目的が個別化された「特別プロジェクト」や特定の教育プログラムが制度化された過程についての分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は次の通りである。まず、全米FIPSE委員会の設置の経緯を明らかにすることにより、先行研究が見落としていたプログラム援助という新たな財政援助形態において、教育プログラムの開発・改善に関する優先事項が連邦政府と教育機関との双方向性のもとで策定されたことを指摘しうることである。次に、「特別プロジェクト」や特定の教育プログラムの制度化過程を分析することで、教育機関による教育プログラムの開発・改善案を尊重しつつも、連邦政府の重視する教育施策の設定チャンネルが個別化・多様化していることを明らかにしうることである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to analyze the policy development process in which FIPSE, one of the organization of U.S. federal government, had included federally important financial aid programs, while placing great significance on proposals about educational improvement and development applied by educational institutions. First, the author analyzed the legislation process of the National Board of FIPSE, focusing on its authority and the membership. Second, the author considered the establishment and the characteristic of the Special Projects in Areas of National Need at FIPSE through the legislation process of the Higher Education Amendments of 1992. Third, the author investigated the establishment and the characteristic of the Special Projects in Areas of National Need at FIPSE, through the legislation process of the Higher Education Amendments of 1992.

研究分野：教育制度学、教育行政学

キーワード：アメリカ連邦政府 中等後教育改善基金 財政援助 教育政策

1. 研究開始当初の背景

アメリカにおける教育事項の権限については、伝統的に州政府に委ねられてきており、高等教育もその例外ではない。とはいえ、このことは連邦政府が高等教育に関与しないことを意味するものではない。むしろ、連邦政府は国家的な必要性に応じて適宜関与してきたといえる。

こうした連邦政府による関与の形態として先行研究が着目してきたのが、教育機関への財政援助と学生個人への財政援助、つまり機関援助と個人援助である。ただ、1972年教育改正法で機関援助が否決されて以降、連邦政府は奨学事業である個人援助をより強化するようになった。近年では、高等教育の教育経費に関する予算のうち、奨学事業が8割近くを占めるようになっている。

このような経緯からも明らかな通り、連邦政府による高等教育への関与形態として、財政的な観点から見れば、奨学事業は確かに教育経費の大半を占めている。また、こうした連邦政府の関与の状況に対応して、ほとんどの先行研究は「機関援助 対 個人援助」という枠組みを前提とした上で、連邦政府による奨学事業や関連施策に着目し、その検討を行ってきた。

こうした研究状況の中で、筆者は、「機関援助 対 個人援助」という従来の枠組みに、第3の関与形態である教育プログラムの開発・改善に対する援助を新たに位置づけるという問題意識のもと、研究を進めてきた。このような援助は、1972年教育改正法に基づき、連邦政府の一組織として保健教育福祉省内に創設されたFIPSEを通じて実施されている。ただ、FIPSEに関する先行研究をめぐっては、上記のような関与形態の枠組みに全く言及せず、創設以降の動向を時系列的に整理したものが散見される程度であった。

そこで筆者はこれまで、FIPSEの創設過程を明らかにしてきた。そこにおいては、FIPSEが教育機関の教育プログラム開発・改善に関する申請書を審査の上、採択したのに対して財政援助を行っていること等から、教育機関の自主性・自律性を尊重していること等を指摘した。ただ、FIPSEの創設以降、教育機関の創意工夫を重視する姿勢を基調としつつも、教育プログラムの開発・改善に関する優先事項をFIPSEに提言する全米FIPSE委員会が設置されたり、FIPSEの重視する教育プログラムとして、「特別プロジェクト」や特定の教育プログラムが法制化されていくことになるが、その経緯については明らかにするに至っていない。そもそも、全米FIPSE委員会や「特別プロジェクト」、特定の教育プログラムの概要自体が国内外の先行研究では全く取り上げられていない。そして国内外の先行研究においても、この点を検討したものは全く見当たらない。

2. 研究の目的

本研究では、アメリカ連邦政府の一組織であるFIPSEが財政援助を実施する際に、教育機関の提案する教育プログラムの開発・改善案を尊重しつつも、FIPSEの重視する教育施策がどのようにプログラム援助の中に組み込まれていったのか、その展開過程を明らかにすることを目的としている。この研究目的を明らかにするために、次の3点の研究課題を設定した。

第1に、FIPSEによる財政援助の際、なぜ連邦政府が教育プログラムの開発・改善に関する

優先事項を設定できるような制度改正がなされたのかを明らかにするために、1980年教育改正法がどのような経緯で制定されたのかを考察する。具体的には、同法において、FIPSE に対して教育プログラムの開発・改善に関する優先事項の提言を行う全米 FIPSE 委員会がいかなる経緯の下で設置されたのかの検討を行う。

第 2 に、1992 年には、FIPSE のディレクターが全米レベルの教育ニーズを踏まえて「特別プロジェクト」を設定することができるようになった。そこで、なぜ FIPSE のディレクターが「特別プロジェクト」を設定することが可能となったのかを、1992 年改正高等教育法を手がかりとしながら明らかにする。

第 3 に、FIPSE による財政援助に、「退役軍人の家族に対する奨学プログラム」などといった、連邦政府の重視する特定の教育プログラムが 2008 年の法改正で設けられた。そこで、なぜこうした特定の教育プログラムに関する財政援助が規定されたのかを、FIPSE の関連法令である 2008 年高等教育機会法を手がかりとしながら考察する。

3. 研究の方法

検討に際しては、アメリカ連邦議会議事録や関連諸資料を用いるとともに、必要に応じて関係者へのインタビュー調査を実施した。

4. 研究成果

上記 3 点の研究課題に対する研究成果はそれぞれ以下の通りにまとめられる。

(1) 第 1 の研究課題について、まず、1980 年教育改正法の制定を経て、全米 FIPSE 委員会の権限が具体的に規定されるとともに、諮問的な性格がより強くなったということである。1972 年教育改正法の制定過程において、全米 FIPSE 委員会の権限は、FIPSE の一般方針の策定と年次報告書の提出と規定されていた。しかし、1980 年教育改正法では、中等後教育の改善に関する優先事項や、FIPSE によるプログラム開発等に関する助言といったように、権限が具体的に定められた。ただ、1972 年教育改正法の制定過程では方針の策定という権限付与が構想されていたものの、1980 年教育改正法では優先事項や開発等に関する助言と規定されたことから明らかなように、施策形成の機能は保持しつつも、諮問的な性質が強調されるようになったのであった。次に、全米 FIPSE 委員会の構成について、国民一般の代表者を含めるという考え方が一貫して維持されていたということである。なお、1972 年教育改正法が制定されるまでの法案には構成員に国家公務員が含まれていたが、1980 年教育改正法では明記されなかったことも考慮すると、全米 FIPSE 委員会の施策形成における民意の反映がより強化されたことが指摘できよう。

(2) 第 2 の研究課題について、まず、「国際交流」、「キャンパスの文化的環境」、「評価と普及」という全米的必要性のある分野が、連邦政府の側からではなく、中西部大学連盟という教育機関の側から提案され、法制化されたことである。これらの分野については、下院での公聴会開催前から中西部大学連盟によって提案されており、公聴会でも加盟大学の立地する州の 1 つであるイ

ンディアナ州出身の連邦議会議員が全米的必要性のある分野に関するプログラムの意義を強調していた。FIPSE によるその他のプログラムが連邦政府の側から数多く提案されてきたなかで、「特別プロジェクト」が教育機関の側から提案され、法制化されたことは注目されよう。次に、全米的必要性のある分野を設定する権限が FIPSE ディレクターのみに規定されたということである。FIPSE は創設以来、保健教育福祉省の一組織という位置づけであったが、それはさまざまな政治的圧力から FIPSE を保護し、一定の独立性を保持するための措置でもあった。この点を考慮するならば、全米的必要性のある分野の設定という政策形成に直接関わる事項については、連邦教育行政の最高責任者である教育省長官の権限ではなく、FIPSE の責任者であるディレクターのみの権限にすべきという配慮が働いたのではないかと推察される。

(3)第 3 の研究課題について、まず、高等教育の学費の上昇が特定の教育プログラムの制度化に影響を及ぼしたということである。学費が上昇したために高等教育機関に進学できない、または学業を継続できないといった事態が深刻化していた。そこで学費の支援に関連するような取り組みである最善の実践センターやプロジェクト GRAD が FIPSE の規定として構想されたのである。次に、プロジェクト GRAD については FIPSE に関する条文とは別の章に規定されたということである。上院の法案において、プロジェクト GRAD は FIPSE の規定として位置づけられていた。一方で下院の法案では FIPSE とは異なる章に規定されるなど、上下両院の法案に違いが見られた。これを受けて両者の見解の相違を調整するために開催された両院協議会では、最終的に下院の法案が認められ、2008 年高等教育機会法の成立へと至った。この背景には、Project GRAD USA という特定の非営利組織に対する契約について規定したプロジェクト GRAD が、複数の教育機関や関連組織に補助金を支給してきた FIPSE の基本的な方向性とは異なるものと判断されたことが推測される。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

吉田武大、アメリカ中等後教育改善基金における全米 FIPSE 委員会の法制化過程 - 権限と構成員に焦点を当てて -、関西国際大学紀要、査読無、第 18 号、2017、57 - 70

吉田武大、アメリカ中等後教育改善基金における全米的必要性のある分野に関する特別プロジェクトの導入と特質 - 1992 年高等教育改正法の制定過程の検討を通して -、関西国際大学紀要、査読無、第 19 号、2018、137 - 147

吉田武大、アメリカ中等後教育改善基金における特定教育プログラムの導入 - 2008 年高等教育改正法の制定過程の検討を通して -、関西国際大学紀要、査読無、第 20 号、2019、127 - 135

〔学会発表〕(計 1 件)

吉田武大、アメリカ中等後教育改善基金における全米 FIPSE 委員会の法制化過程、関西教育行政学会例会 (於：京都大学)、2017

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕(計0件)

〔その他〕(計0件)

6. 研究組織

単独研究のため、研究分担者は存在しない